

随意契約理由書

件名	海岸線 5000 形車両 列車無線装置 放送レベル変更作業
契約の相手方	協和テクノロジズ(株)兵庫営業所
根拠法令	地方公営企業法 施行令 第 21 条の 14 第 1 項 2 号に該当
随意契約の理由 <p>上記作業は、緊急時等に運転指令から列車無線設備を介して海岸線 5000 形車両の客室内のお客様に放送する音声のレベルを変更する作業である。</p> <p>その為、5000 形車両の列車無線装置の性能や機能だけでなく、地上の無線設備の動作を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工が必要不可欠である。これらの諸条件を満たす業者は、5000 形車両の列車無線装置と地上の無線設備の工事を担当した上記業者だけであるため、上記業者と随意契約を締結するものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係(電話番号 078-652-7340)